

令和6年6月7日

医療法人社団祐真会に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和6年6月6日、医療法人社団祐真会（以下「祐真会」といいます。）に対し、同法人が運営する「マチノマ大森内科クリニック」（以下「クリニック」といいます。）と称する診療所において供給する診療サービスに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第3号（ステルスマーケティング告示）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（[別添参照](#)）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 医療法人社団祐真会（法人番号 9010805002735）
所在地 東京都大田区大森西三丁目1番38号マチノマ大森3階
代表者 理事長 河合 剛
設立年月 令和2年3月
資産の総額 9億7103万6116円（令和6年6月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

祐真会がクリニックにおいて提供する診療サービス（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示箇所

「Googleマップ」と称するウェブサイト（以下「Googleマップ」という。）内の祐真会が開設し運営するクリニックの「プロフィール」と称する施設情報を示す表示（以下「プロフィール」という。）における「クチコミ」と称する当該施設の口コミ及び評価を示す箇所（以下「口コミ投稿欄」という。）

(イ) 表示期間

[別表1](#)及び[別表2](#)「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容

インフルエンザワクチン接種のためにクリニックに来院した者（以下「第三者」という。）に対し、Googleマップ内の祐真会が開設

し運営するクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄のクリニックの評価として「★★★★★」（以下「星5」という。）又は「★★★★★」の投稿をすること（以下「本件星投稿」という。）を条件に当該第三者がクリニックに対して支払うインフルエンザワクチン接種費用から割り引くことを伝えたことによって当該第三者が投稿した、**別表1**及び**別表2**「表示内容」欄記載のと通りの表示をしている又は表示をしていた。

イ 前記アの表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

(3) 命令の概要

ア 本件役務を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対し、本件星投稿を条件に当該第三者がクリニックに対して支払うインフルエンザワクチン接種費用から割り引くことを伝えたことによって当該第三者が投稿した、**別表1**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所における、同表「表示内容」欄記載のと通りの表示をしている行為を速やかに取りやめること。

イ 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

ウ 再発防止策を講じて、これを祐真会の役員及び従業員並びにクリニックの医療従事者及び従業員に周知徹底すること。

エ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9239

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

別表1

表示期間	表示箇所	表示内容
令和5年12月8日以降	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別紙1)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5

表示期間	表示箇所	表示内容
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5

表示期間	表示箇所	表示内容
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5

表示期間	表示箇所	表示内容
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5
令和6年5月8日以降	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5

別表2

表示期間	表示箇所	表示内容
令和5年12月8日から 令和6年1月17日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別紙2)
令和5年12月8日から 令和6年5月1日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から 令和6年5月1日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から 令和6年1月24日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から 令和6年1月24日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から令和6年4月17日までの間及び令和6年4月24日から令和6年5月1日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」又は「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から 令和6年1月24日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から 令和6年2月21日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5

表示期間	表示箇所	表示内容
令和5年12月8日から 令和6年1月31日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5
令和5年12月8日から 令和6年1月31日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5



★★★★★ 3 か月前



 いいね



★★★★★ 3 か月前



 2

(参考 1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (省略)
- 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。
- 5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

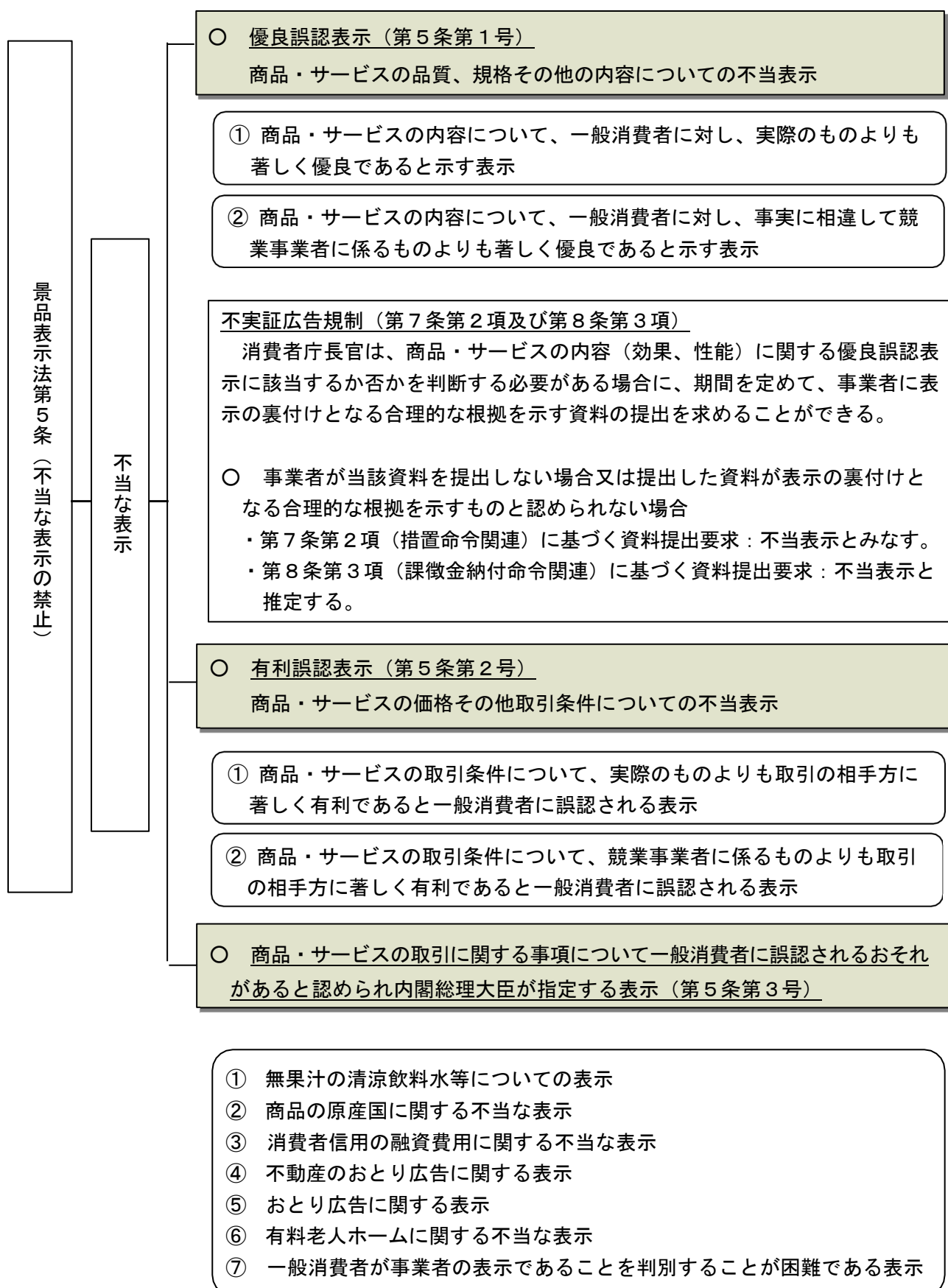
第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。
ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

(令和五年内閣府告示第十九号)

事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第523号

令和6年6月6日

医療法人社団祐真会

理事長 河合 剛 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が運営する「マチノマ大森内科クリニック」と称する診療所（以下「クリニック」という。）において供給する診療サービスに係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年内閣府告示第19号）に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴法人は、本件役務の取引に関し、次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件役務を一般消費者に提供するに当たり、インフルエンザワクチン接種のためにクリニックに来院した者（以下「第三者」という。）に対し、「Googleマップ」と称するウェブサイト（以下「Googleマップ」という。）内の貴法人が開設し運営するクリニックの「プロフィール」と称する施設情報を示す表示（以下「プロフィール」という。）における「クチコミ」と称する当該施設の口コミ及び評価を示す箇所（以下「口コミ投稿欄」という。）のクリニックの評価として「★★★★★」（以下「星5」という。）又は「★★★★」の投稿をすること（以下「本件星投稿」という。）を条件に当該第三者がクリニックに対して支払うインフルエンザワクチン接種費用から割り引くことを伝えたことによって当該第三者が投稿した、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所における、同表「表示内容」欄記載のとおり
の表示

- (2) 貴法人は、貴法人が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴法人は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対し、本件星投

稿を条件に当該第三者がクリニックに対して支払うインフルエンザワクチン接種費用から割り引くことを伝えたことによって、第三者が、別表1及び別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり投稿したことから、当該投稿による表示は、貴法人が供給する本件役務の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）であると認められること。

(イ) 前記(ア)の表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであったこと。

イ 前記アの表示は、事業者の表示であって、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められるものであって、本件役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反するものであること。

(3) 貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員及び従業員並びにクリニックの医療従事者及び従業員に周知徹底しなければならない。

(4) 貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(2)アの表示と同様の表示を行うことにより、自己の供給する役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。

(5) 貴法人は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 医療法人社団祐真会（以下「祐真会」という。）は、東京都大田区大森西三丁目1番38号マチノマ大森3階に主たる事務所を置き、医科診療所を運営する事業者である。

(2) 祐真会は、クリニックにおいて本件役務を一般消費者に提供している。

(3)ア 祐真会は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対し、本件星投稿を条件に当該第三者がクリニックに対して支払うインフルエンザワクチン接種費用から割り引くことを伝え、これに応じて当該割引を受けた第三者が、別表1及び別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり投稿している又は投稿していたことから、祐真会は、本件役務に係る別表1及び別表2「表示内容」欄記載の表示内容の決定に関与しているものであり、当該投稿による表示は事業者の表示と認められる。

イ 前記アの表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、祐真会は、事業者の表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしている又は表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して

1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

表示期間	表示箇所	表示内容
令和5年12月8日以降	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し1)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し2)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し3)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し4)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し5)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し6)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し7)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し8)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し9)

表示期間	表示箇所	表示内容
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し10)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し11)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し12)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し13)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し14)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し15)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し16)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し17)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロココミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し18)

表示期間	表示箇所	表示内容
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し19)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し20)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し21)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し22)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し23)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し24)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し25)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し26)
	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し27)

表示期間	表示箇所	表示内容
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し28)
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し29)
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し30)
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し31)
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し32)
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し33)
	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し34)
令和6年5月8日以降	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおけるロコミ投稿欄の「[]」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し35)

別表2

表示期間	表示箇所	表示内容
令和5年12月8日から 令和6年1月17日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し36)
令和5年12月8日から 令和6年5月1日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し37)
令和5年12月8日から 令和6年5月1日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し38)
令和5年12月8日から 令和6年1月24日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し39)
令和5年12月8日から 令和6年1月24日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し40)
令和5年12月8日から令和6年4月17日までの間及び令和6年4月24日から令和6年5月1日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」又は「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し41-1及び 別添写し41-2)
令和5年12月8日から 令和6年1月24日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し42)
令和5年12月8日から 令和6年2月21日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロファイルにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し43)

表示期間	表示箇所	表示内容
令和5年12月8日から 令和6年1月31日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し44)
令和5年12月8日から 令和6年1月31日までの間	Googleマップ内のクリニックのプロフィールにおける口コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿	・星5 (別添写し45)